

徳島県告示第449号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により意見を聴取したので、同条第3項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和8年8月25日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ徳島北島店

板野郡北島町北村字新川屋8番1ほか

2 法第8条第1項の意見の対象となった届出に係る告示

令和8年徳島県告示第141号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件）

3 法第8条第1項の規定により北島町から聴取した意見の概要

騒音の発生に係る事項

騒音規制法（昭和43年法律第98号）や徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号）等の法令及び条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であった場合も、周辺住民等から苦情があった場合は、誠実に対応すること。特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。

4 意見の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧の場所 徳島県経済産業部産業成長推進課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部産業成長推進課ホームページ

(2) 縦覧の期間 令和8年8月25日から同年9月25日まで